

令和7年6月1日

長岡市ながおか環境情報誌への広告掲載の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長岡市が発行するながおか環境情報誌（以下「環境情報誌」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告を掲載できる者及び広告の内容)

第2条 環境情報誌に広告を掲載することができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 市税を滞納していない者
- (2) 市内に事業所を有する者
- (3) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員がウからオまでのいずれかに該当する者であるもの

2 環境情報誌に掲載することができる広告は、企業が取り組んでいる環境に配慮した事業、又は製品開発等に関する内容とし、かつ次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 環境情報誌の公共性、公益性及び品性を損なうおそれのある広告
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業の広告
- (3) 政治活動又は宗教活動に関する広告
- (4) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とする広告
- (5) 青少年の健全育成に支障があると認められる広告
- (6) その内容又は表現が公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがある広告
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくない広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認める広告（広告の掲載位置等）

第3条 環境情報誌において広告を掲載する位置及び掲載枠の数は、市長が指定する。

（掲載希望者の募集）

第4条 市長は、本市の発行する広報紙等により、環境情報誌への広告の掲載（以下「広告の掲載」という。）を希望する者を公募するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第2条第1号の規定に該当する者に対し、広告の掲載の申込みに係る案内をすることができる。

3 広告の掲載を希望する者が募集枠に満たないときは、市長は、第2条第1号に該当する者に対し、広告の掲載の申込みに係る案内をすることができる。

（広告の申込数）

第5条 同一の団体が環境情報誌への掲載を申し込むことができる広告の数は、1回の募集につき1件とする。

（広告掲載の申込み）

第6条 環境情報誌に広告を掲載しようとする者は、ながおか環境情報誌広告掲載申込書（別記第1号様式）に、掲載しようとする広告の原稿及びその他市長が必要と認める資料を添えて、市長に提出しなければならない。

（掲載の決定）

第7条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、第2条に定めるところにより、広告の掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告の掲載の可否を決定したときは、ながおか環境情報誌広告掲載（不掲載）決定通知書（別記第2号様式）により申込者へ通知する。

3 広告を掲載する位置は、抽選で決定する。

4 市長は、前条の規定により申込みのあった広告の数が第4条の規定により市長が指定する広告枠の数を超えたときは、抽選により決定する。

（広告審査委員会）

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づき掲載する広告を決定するため、ながおか環境情報誌広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査委員会を開催しないことができる。

(1) 当該申込みを行った者が第2条第1項に規定する要件に該当しないと認められるとき。

(2) 当該申込みに係る広告が第2条第2項各号のいずれかに該当することが明らかであるとき。

(3) 当該申込みに係る広告と同一の広告について掲載の決定を行ったことがあり、かつ、当該申込みを行った者が第2条第1項に規定する要件に該当すると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるときのほか、広告の掲載の可否を決定するに当たって、審査委員会を開催する必要がないと市長が認めるとき。

2 審査委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 広告の掲載の可否及び順位に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項

3 審査委員会の会長は、環境部長とする。

4 審査委員会の委員は、環境政策課長、環境事業課長、環境事業課企画担当課長の職にある者をもって充てる。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料は、広告1回当たり5万円とする。

2 広告主は、前項に定める広告の掲載料を市長の定める期日までに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告の作成及び提出)

第10条 広告主は、環境情報誌に掲載しようとする広告の電子データを市長が指定する期日までに、市長が指定する場所に提出するものとする。

2 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(掲載決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の電子データの提出がないとき。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) 掲載しようとする広告のデータを市長に提出する前に、広告主が掲載の申込みの取り下げを申し出て、市長が正当な事由があると認めたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。